

届出の添付図書

各届出に添付が必要な図書は、次の表のとおりです。

以下のものに加えて、完成後のイメージパースがある場合は、参考として添付してください。

建築物若しくは工作物の新築・増築・改築等

図書等の種類	縮尺	明示すべき事項
付近見取図	2,500 分の 1 以上	<ul style="list-style-type: none">・ 方位・ 目標となる地物・ 道路・ 特定行為の場所
配置図	200 分の 1 以上	<ul style="list-style-type: none">・ 方位・ 敷地の境界線・ 敷地内における建築物等の位置・ 届出に係る建築物と他の建築物との区別・ 敷地に接する道路の位置及び幅員
各面の立面図 (着色が必要)	200 分の 1 以上	<ul style="list-style-type: none">・ 外観上主要な部分の材料の種別及び色彩 (色彩についてはマンセル値を記載)・ 開口部、軒、建築設備及び物干金物等の位置及び形状
平面図	200 分の 1 以上	<ul style="list-style-type: none">・ 方位・ 主要部分の寸法・ 開口部の位置(建築物にあっては、各階の平面図)
断面図	200 分の 1 以上	<ul style="list-style-type: none">・ 主要部 2 面以上
外構平面図	200 分の 1 以上	<ul style="list-style-type: none">・ 植栽する樹木の位置、種類、規格(高さ・枝張り)及び数量・ 植栽する芝生の位置・ 緑地面積及び敷地に対する緑地面積の割合・ 門や塀など附属する施設の位置及び材料の種別
カラー写真		<ul style="list-style-type: none">・ 特定行為に係る敷地及びその付近の建築物等の形態、色彩、その他の現況・ 2 方向以上
写真撮影の位置図		<ul style="list-style-type: none">・ 写真を撮影した位置及び方向

*大阪府景観条例に基づく建築物の届出には、以下の図書も必要です。

図書等の種類	縮尺	明示すべき事項
屋根伏図	200 分の 1 以上	<ul style="list-style-type: none">・ 方位・ 主要部分の寸法・ 開口部の位置・ 建築設備の位置<建築設備>・ 電気、ガス、給水、排水、換気、暖房、冷房、消火、排煙及び汚物処理の設備・ 煙突・ 昇降機・ 避雷針

注)

- ・ 基本的には、建築確認申請に添付予定の図書です。
- ・ 写真を撮影した位置及び方向を付近見取図または配置図に示した場合は、写真撮影の位置図を添付する必要はありません。

広告物の表示・設置・改造又は移転

図書等の種類	縮尺	明示すべき事項
付近見取図	2,500 分の 1 以上	<ul style="list-style-type: none">方位目標となる地物道路特定行為の場所
配置図	200 分の 1 以上	<ul style="list-style-type: none">方位敷地の境界線敷地内における広告物等の位置届出に係る広告物と他の建築物との区別敷地に接する道路の位置及び幅員
各面の立面図	200 分の 1 以上	<ul style="list-style-type: none">各部分の材料及び仕上げを着色及びその他適当な方法により表示すること(色彩についてはマンセル値を記載)
意匠図		
カラー写真		<ul style="list-style-type: none">2 方向以上行為地、周辺の土地及び建物、道路等の状況を示すこと

建築物の外壁面、工作物の外観、広告物又は広告物を掲示する物件の色彩の変更その他外観の過半にわたる表示の変更

図書等の種類	縮尺	明示すべき事項
付近見取図	2,500 分の 1 以上	<ul style="list-style-type: none">方位目標となる地物道路特定行為の場所
変更する部分の立面図 (着色が必要)	200 分の 1 以上	<ul style="list-style-type: none">建築物にあっては露出する建築設備及び各部分の仕上げを、工作物にあっては各部分の材料及び仕上げを着色及びその他適当な方法により表示すること(色彩についてはマンセル値を記載)
カラー写真		<ul style="list-style-type: none">2 方向以上行為地、周辺の土地及び建物、道路等の状況を示すこと
意匠図		<ul style="list-style-type: none">予定する広告物の意匠を記載すること

土地の形質の変更

図書等の種類	縮尺	明示すべき事項
付近見取図	2,500 分の 1 以上	<ul style="list-style-type: none">方位目標となる地物道路特定行為の場所
平面図	500 分の 1 以上	<ul style="list-style-type: none">変更前は点線、変更後は実線で記載すること
断面図		
のり面断面図	50 分の 1 以上	<ul style="list-style-type: none">施工後にのり面を生ずる場合のみ添付し、変更前は点線、変更後は実線で記載し、併せてのり面処理材料を記載すること
カラー写真		<ul style="list-style-type: none">2 方向以上行為地、周辺の土地及び建物、道路等の状況を示すこと

市長が都市景観の形成に大きな影響を及ぼすと認める行為

図書等の種類	縮尺	明示すべき事項
市長が必要と認める図書		・市長が必要と認める事項

竹木の伐採又は植栽

図書等の種類	縮尺	明示すべき事項
付近見取図	2,500 分の 1 以上	・ 方位 ・ 目標となる地物 ・ 道路 ・ 特定行為の場所
平面図	500 分の 1 以上	・ 竣工後の緑地計画図

注)

- ・ 景観形成地区において、仮設建築物、仮設工作物を設置する場合は、内容が分かる資料を参考として提出してください。
- ・ 景観形成地区において、仮設広告物を設置する場合は、設置前に内容、箇所、期間について、報告してください。(様式は問いません。)